

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案の概要

独立行政法人改革に関する閣議決定や、日本再興戦略に基づく「新たな医療分野の研究開発体制」を踏まえ、独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所を統合し、医薬品及び健康・栄養に関する研究等を実施する独立行政法人とする。

※ 両法人の統合により、医薬品等に関する専門性と食品・栄養等に関する専門性の融合が図られ、生活習慣病対策への応用、医薬品と食品の相互作用による研究の促進等の効果が期待される。

※ 日本再興戦略に基づく「新たな医療分野の研究開発体制」を踏まえ、医療分野の研究開発に係る研究費の配分・評価業務等を担う独立行政法人日本医療研究開発機構が設立されるが、同法人の設立については、医薬基盤研究所と国立健康・栄養研究所の統合によって生じる法人数を充てることとする。

改正の概要

1. 新法人の概要

○ 新法人の名称は「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」とし、主たる事務所の所在地は大阪府とする。

○ 新法人は、現在の医薬基盤研究所及び国立健康・栄養研究所の業務を基本的に引き継ぐ。

※ 医薬基盤研究所の研究開発に係る研究費の配分・評価業務及び創薬支援業務は、独立行政法人日本医療研究開発機構法により、同機構に移管される。

2. 国立健康・栄養研究所の解散

○ 国立健康・栄養研究所を解散し、その権利・義務を医薬基盤・健康・栄養研究所に承継する。

施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

※平成27年4月1日を予定。日本医療研究開発機構も同日に設立予定。